安芸広域市町村圏事務組合公示第 22 号
令和８年 10 月 26 日

安芸広域市町村圏事務組合
管 理 者　　西 内　　直 彦

公　　告

下記の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所（居所）が不明等の理由により送達が不能なため、地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、下記の書類は、当機構において保管し、いつでも本人に交付します。

記

氏　　名	清水　一美
送達する書類	徴収に関する書類

※　地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

※　掲示は、公示送達の効力が発生する時まで行う。